

平成23年 No.34

東京学芸大学学則等の一部を改正する学則

制定理由

東日本大震災被災者等に対する検定料免除に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 9 月 28 日 教育研究評議会 審議・承認

平成23年 9 月 30 日 経営協議会 審議・承認

東京学芸大学学則等の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成23年10月 3 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年学則第 1 号

東京学芸大学学則等の一部を改正する学則

次に掲げる学則の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学則（平成16年学則第 2 号）
- (2) 東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第 1 号）

東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：東日本大震災被災者等に対する検定料免除に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (入学料の免除) 第33条 入学料の納付が極めて困難である者については、願い出により選考の上、入学料の全部又は一部を免除することができる。 2 入学料の納付期限までの納付が困難である者については、願い出により選考の上、入学料の徴収を猶予することができる。 <u>(検定料の免除)</u> <u>第33条の2 検定料の納付が極めて困難である者については、願い出により本学の検定料を免除することができる。</u> <u>2 前項の規定による検定料の免除については、別に定める。</u> (入学料の免除等の手続) 第34条 <u>第33条</u>の規定により入学料の免除又は徴収猶予を希望する者は、別に定めるところにより、入学料の免除願又は徴収猶予願を提出し、学長の許可を得なければならない。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は、平成23年10月3日から施行し、平成23年9月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (入学料の免除) 第33条 入学料の納付が極めて困難である者については、願い出により選考の上、入学料の全部又は一部を免除することができる。 2 入学料の納付期限までの納付が困難である者については、願い出により選考の上、入学料の徴収を猶予することができる。 (入学料の免除等の手続) 第34条 <u>前条</u>の規定により入学料の免除又は徴収猶予を希望する者は、別に定めるところにより、入学料の免除願又は徴収猶予願を提出し、学長の許可を得なければならない。 〔省略〕

東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：東日本大震災被災者等に対する検定料免除に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (<u>授業料，入学料及び検定料</u>の免除等の手続き) 第38条 <u>授業料，入学料及び検定料</u>の免除等の手続きは，東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「大学学則」という。）の規定を準用する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は，平成23年10月3日から施行し，平成23年9月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (<u>入学料及び授業料</u>の免除等の手続き) 第38条 <u>入学料及び授業料</u>の免除等の手続きは，東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「大学学則」という。）の規定を準用する。 〔省略〕